

第 77 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成 26 年 8 月 7 日（木）13:30～17:00

2. 開催場所：日本電気協会 C, D 会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 日高（東京大学）

【委 員】 野本（東京大学）

國生（中央大学）

横倉（武藏大学）

金子（東京大学）

吉川（京都大学名誉教授）

飛田（東京都地域婦人団体連盟）

今井（神奈川県消費者の会連絡会）

栗原（電力中央研究所）

手島（電気事業連合会）

館野（山口委員代理：東京電力）

土井（関西電力）

松浦（中部電力）

酒井（電気学会）

高島（電力土木技術協会）

大石（押部委員代理：発電設備技術検査協会）

高坂（日本電線工業会）

岩本（日本電機工業会）

中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）

佐藤（電気保安協会全国連絡会）

五代儀（船橋委員代理：火力原子力発電技術協会）

【委任状提出】 横山委員長代理（東京大学），望月（大阪大学），

高橋（電気設備学会）

【参 加】 望月，青木（経済産業省 電力安全課）

竹野（日本電気技術者協会）

【説明者】 発変電専門部会；富井（電源開発），岩田（三菱日立パワーシステムズ），藤木（日本ガス協会），境（日本電気協会）

系統連系専門部会；渡辺（東京電力），境，曾我（日本電気協会）

配電専門部会；林（中部電力），曾我（日本電気協会）

【委員会幹事】 吉岡（日本電気協会）

【事務局】 荒川，沖，国則，吉田（日本電気協会）

4. 配付資料 :

- 資料 No. 1 第 76 回日本電気技術規格委員会議事要録（案）
- 資料 No. 2-1 電気設備の技術基準の解釈第 47 条【常時監視をしない発電所の施設】に関する改正要望（案）の審議、承認のお願いについて（発変電専門部会）
- 資料 No. 2-2 発変電専門部会；電技解釈第 47 条の改正要請について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 3-1 「系統連系規程 JEAC9701-2012 (JESC E0019 (2012)) 改定（案）」の審議、承認のお願いについて（系統連系専門部会）
- 資料 No. 3-2 系統連系専門部会；「系統連系規程」の一部改定について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 4-1 「JESC 規格の定期確認結果（案）」及び「電気設備の技術基準の解釈の改正要望（案）」の審議・承認のお願いについて（配電専門部会）
- 資料 No. 4-2 配電専門部会；JESC 規格 3 件 (JESC E2007, E2008, E2011) の改定と引用要請、電技解釈第 125 条の改正要請について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等)
- 資料 No. 5 電気新聞及びホームページ 公告文
- 資料 No. 6 平成 25, 26 年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告
- 資料 No. 7 日本電気技術規格委員会 委員名簿 （平成 26 年 8 月 7 日現在）

参考資料 1 産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会電気設備自然災害等対策 WG 中間報告書（平成 26 年 6 月）について

5. 議事要旨 :

5-1. 委員交代の紹介

（報告案件）

委員会幹事より、日本電設工業協会の藤田委員から西村委員、日本電線工業会の原田委員から高坂委員、電力土木技術協会の穴吹委員から高島委員への委員交代が報告され、続いて出席の高坂委員、高島委員より挨拶があった。

5-2. 出席委員の確認

（報告案件）

委員会幹事より、全委員数 24 名に対し委任状、代理者を含めて現時点で 23 名出席で、規約第 7 条による全委員数の 2/3 以上の出席という定足数を満たしていることが報告され、委員長により委員会の成立が確認された。（なお、途中出席の委員を含め、最終的には 24 名出席であった。）

5-3. オブザーバ参加者の確認

（報告案件）

委員会幹事より、経済産業省 電力安全課の望月課長補佐、青木係長および竹野オブザーバがオブザーバ参加していることが報告され、続いて、望月課長補佐から挨拶があった。概略は、以下のとおり。

「最近のトピックスについて、参考資料 1 を用いてご紹介したい。電力安全小委員会の傘下に今年 1 月に設置した、電気設備自然災害等対策 WG の 6 月の中間報告資料である。本 WG 設置の目的は、東日本大震災での教訓も踏まえて、今後発生が指摘されている南海トラフ巨大地震、首都直下地震をメインとする自然災害全般に対する、電気設備等の耐性の評価を行うことである。秋以降、引き続き検討を行う予定であり、JESC に関する審議を行う可能性もあるので、ご承知おき願いたい。」

5-4. 第 76 回委員会議事要録案の確認

(審議案件)

事前送付した第 77 回委員会の資料 No.1 議事要録案について、本席上で最終的な確認が行われ、JESC 功績賞の受賞者名をフルネームで記載することで、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

Q1 : P-8 5-11 の、JESC 功績賞の受賞者が名字のみの記載では本人と特定するのが難しいため、名前を追記してはどうか？

A1 : 拝承。

5-5. 電技解釈第 47 条の改正要請について

(評価案件)

資料No.2-1, 2 に基づき、電技解釈第 47 条【常時監視をしない発電所の施設】の改正要請について、事務局より概要説明があり、引き続き発変電専門部会より内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえて資料を修正の上、再度審議することとなった。

以下に主な議事を示す。

Q1 : NEDO の実証試験を行っているのは 230kPa であるが、それを 1MPa にしてよいというのは、ハザード分析によって問題がないと評価したからということでしょうか。

A1 : 現在、1MPa の設備はないため、1MPa の設備を想定したハザード分析を行い、安全性を確認した。

Q2 : これまでには、りん酸形、固体高分子形など燃料電池のすべての形式について 100kPa 未満となっているが、今回、なぜ固体酸化物形だけ見直しするのか。

A2 : 詳細な形状などが若干異なると思うので、改正要望があったものだけを対象に評価を実施した。

Q3 : 通常であれば要望があったものだけを認めるのではなく、全体的に評価し見直しを行うと思うが、りん酸形等は圧力を見直す必要はないということか。

A3 : 今回、そこまでは確認していない。

Q4 : 固体酸化物形のものは、圧力を上昇させるとどのようなメリットがあるの

か。

A4: 壓力を上げることにより効率が上がる。また、出力密度が向上することで、発電設備をコンパクト化できるというメリットがある。

Q5: 今回の提案は、地産地消の発電をより進展させようということで検討されたものという認識でよいか。

A5: 分散型電源であり、地産地消に適した設備である。

Q6: 資料 2-1 の P35 の「ハザード分析について」に、「今後開発される製品に対してもなるべく適用できるよう考慮している」とあるが、今回の設備は実験を経てこれから実機として使いたいという段階だが、今後開発されるものはすべてが類似しているということか。それとも類似はしているけれども個別のものであって、今回の分析項目がすべて適用されない場合もあるが、これから開発される設備に対しても大丈夫そうなので提案するというものなのか。

A6: ハザード分析は実証機をベースにしているが、形状などに関わらず、圧力や温度の異常が検出された場合に安全に停止することなどを確認しているため、今後開発される設備に対しても適用できるものと思う。

Q7: 同じ所に、「必要な対策を施すことにより、外部にて火災が発生した場合を除き影響度は 2 以下であること、外部で火災が発生した場合でも 3 であり、被害拡大には繋がらない」とあるが、地域的な発電をするときに、近隣に被害が拡大してもいけないし、近隣から影響を受けて被害が拡大してもいけないと思うが、その点について教えていただきたい。

A7: 今回、燃料電池単体としての安全性について、圧力を上げることによって問題となることはないかを確認している。その結果、電技や火技等の基準に適合していれば、圧力を上げても問題がないことが確認できた。また、それ以外、圧力に関係のない項目についても確認しており、それらが守られていることで近隣に影響を与えることはないと考える。

Q8: 今回は電技解釈の見直しであるが、火技解釈を見直す必要はないか。

A8: 今回は、常時監視するかしないかの基準の見直しであり、火技解釈ではそのような規定はされていないため、見直しは不要である。

Q9: 常時監視をしない発電所の条件として、他の発電方式は出力で記載されているが、燃料電池は圧力で記載されている。例えば、1MPa の燃料電池の出力はどの程度なのか。

A9: セルスタックを増やせば出力を増加できるため、同じ圧力でも出力は変わってくる。

Q10: 資料 2-1 の P14 の表 1において、「自動停止の場合は警報不要」という項目があるが、この警報を聞きつける場所の範囲はどうなっているのか。

A10: 通信設備等で技術員へ警報が伝わればよいというもので、場所の制約はない。

Q11：受信できなかった場合はどうなるのか。

A11：設備は安全に停止するので問題はない。

Q12：ガス協会の提案とのことであるが、今回提案があった固体酸化物形のこの規模のものを推進していこうという考え方なのか。

A12：固体酸化物形は燃料電池の中で最も発電効率が高く CO₂削減への寄与も大きいため、ガス協会・ガス業界として推進していきたい。

Q13：ハザード分析表には、対策も含めて一般論だけが書かれており、一番のポイントである圧力を上げても問題がないということが読めない。また、一般的なことだけを説明されているが、圧力を上げても問題ないことを説明すべきである。

A13：ハザード分析において安全か否かの根拠としては、法令で安全弁を設けるなどの規定があり、該当するものすべてに適用されるという前提がある。今回は、法令や技術基準等必ず対応される事項を満足していれば、異常な状態については対処されていると確認し安全と評価できた。従って、特別な対応の必要はないため一般的な説明のみとなっている。

Q14：安全であることについて、論理的な説明になっているのか疑問である。元々技術基準が定められており、それに対して、圧力を上げても大丈夫というのであれば、そこにポイントを絞って整理すればよいのではないか。

C2：常時監視をしない場合は「異常が生じた場合に安全かつ確実に停止」しないといけないのであれば、この点について、圧力を上げても安全に停止するということを明確に説明しないといけない。また、「一般電気事業に係る電気の供給に支障を及ぼす恐れがない」という要件についても、出力について述べていないので本当に支障がないかわからない。先ほど、セルスタックを増やせばいくらでも出力を増加できるという説明もあったが、この方式で大容量の発電設備が実現した場合も支障がないか言及した方がよいのではないか。

C3：「一般電気事業に係る電気の供給に支障を及ぼす恐れがない」ということは、当該の発電所が停止しても、他の系統から供給できればよいということで、発電所の保安に係る技術的要件だけで決められるものではない。

A14：圧力上昇については、例えば、資料 2-1 の P39 のハザード分析の最下段で、圧力上昇の要因に対する対応方針を検証して問題がないと評価している。同様に、燃料系統についても検証している。

Q15：異常時に電路から遮断することが重要だが、資料 2-1 の P60 のスライド 27において、燃料電池発電設備だけ括弧書きで、（電路の自動遮断、燃料の供給遮断、燃料ガスを自動的排除）と記載されており、他の発電設備と表現が違うが、何か意味があるのか。また、燃料電池とマイクロガスタービンとの組み合わせの場合、それぞれの停止と発電所の系統からの切り離しとはどうつながるのか。

A15：マイクロガスタービンは、空気を圧縮するための設備として使用しており、コンプレッサを使う場合もある。

括弧書きの記載については、電技解釈も燃料電池発電設備だけ括弧書きで記載されており、それを簡略化して記載しているものだが、意味合いとしては同じである。

Q16：固体酸化物形の燃料電池が、日本、海外にどれくらいの設備があり、どれくらいの運転の実績があつて、ハザードに記載されている以外の事故が発生していないのかなど、実績面の話があまりなかった。これからものを作るときに、こういった思想でものを設計するということが書いてあるだけである。導入実績等から問題がないということがいえるのであれば、説明いただきたい。

A16：100kPa 未満のものは、家庭用の燃料電池の実績があるが、100kPa 以上のものは実機として導入されているものはない。なお、今回 NEDO の実証機として 2 年前から連続運転等の検証を行っており、問題となる異常は確認されていない。

C4：ご参考に話をさせていただくが、まず、4 種類の燃料電池があるなかで、なぜ固体酸化物形だけこのような申請があるのかについて。4 種類の中で、りん酸形は約 180°C で作動する電池である。固体高分子形は約 80°C で作動する電池であり、燃料電池車に使用される電池として盛んに研究がすすめられている。ただ、いずれにしても温度が低いので排熱を利用することは少なく、電池を単体として使用することになる。また、水素イオンが移動して電気が発生するという仕組みであり、必ず水素が必要である。先ほどから、燃料改質系統の圧力が 100kPa 未満という言葉が出ているが、燃料のメタン (CH_4) を燃料改質器で若干圧力を上げて CO と H_2 に分解しており、りん酸形や固体高分子形は、この程度の圧力で十分だということであった。しかし、固体酸化物形は、900~1,000°C で作動するため効率が非常に高いことに加え、電解質の中を酸素イオンが移動するので燃料サイドが CO でも H_2 でもなんでも良いということが特徴である。また、排ガスが高温であるため、マイクロガスタービンと組み合わせてコンバインドサイクルとすると発電効率が 55% を超え、りん酸形や固体高分子形に比べると、2~3 割の効率アップとなることから、その分だけ CO_2 も少なく、今後期待されている。マイクロガスタービンと組み合わせる場合には、2~3 気圧あればシステムが組める。出力的には実証試験されているのは 250kW であり、大きくても 1,000kW 程度である。この高い効率の燃料電池が広く導入されていけば、地球環境にも役立つと期待されている。

諸外国では、アメリカでは、250kW 級のものが数百台設置されているという実績もあり、日本もできるだけ早く対応していかないといけないという状況である。

実証機の圧力は 2.3 気圧であるが、10 気圧未満であれば高圧ガスの対象にはならない。火力発電所ではほとんどが 100 気圧以上であり、そういうしたものについては、安全弁の設置や耐圧試験の実施など非常に厳密にルールが決まっている。燃料電池については、火力発電所に比べるとかなり低圧の機器になる。ただ、今までが 100kPa の世界であり、それに比べると一桁上がるが、そこは火技に従って適切に管理することになる。なお、すべての火力発電所において、異常時の安全の原則は、燃料遮断が最優先である。

Q17：今回の要望は、常時監視が必要なケースではないということを明確にすればよいと考える。1MPa という圧力は危険なレベルではないというのであれば、もう少しポイントを絞って、常時監視しなくてもよいという条件がいくつか挙げられているので、それに照らし合わせて整理すると心配が少なくなると思う。

これから燃料電池として期待されているのであれば、最初が肝心である。事故があれば大きな影響を与えることになるため、心配がないように条件を満たしていることを説明すれば、納得が得られるのではないか。

C5：規制の在り方として、ハード規制としては、火技等で材料、構造などが規定されているが、常時監視についてはソフト規制であり、異常に直ぐに対応するということが趣旨である。

それを外すことが今回の要望であるが、緩和することに対する確認ポイントとして、実績がどれくらいあり、リスクがどの程度かについて明確に説明した方が、説得力があると思う。

A17：常圧形の燃料電池はエネファームという商品名で 7 万台以上設置されている。その中で固体酸化物形は 7 千台程度設置されており、事故等の実績はない。一方、100kW 級～200kW 級の燃料電池ではアメリカ製のものが、最近日本に導入されており、アメリカでは数百台設置され事故等の実績はない。

当社において、加圧形の固体酸化物形については 30 年程前から開発しているが、事故の実績はない。今回の実証機も、NEDO プロジェクトの 2 年間で、トラブル・事故の実績はない。また、本プロジェクトにおいて、あえて異常を想定した試験も実施しており、安全に停止することを確認している。

圧力が上がることに対する安全性として、4 重の対策を行っている。まず、圧力がかかるモジュール容器については、火技で化学的・機械的に安全な材料を使用することが規定されており、それに基づいた材料を選定している。また、耐圧試験も義務付けられており、その試験に合格したものをシステムに採用している。次に、系内の圧力の異常上昇を計測器で計測しており、異常上昇を検知すればシステムが自動停止するようにしている。さ

らに、安全弁を設置することも義務付けられており、万が一圧力が上昇しても、設備に過度な圧力がかからないようになっている。安全弁の故障に対しては、年1回程度点検することが義務付けられており、異常がないことを確認することで故障リスクの低減を図っている。

燃料電池は、化学反応により燃料を電気へ変換させるシステムであり、異常時には燃料の供給を遮断することで、反応を停止させ安全に停止できるものである。

Q18：今のような細かい話は、発変電専門部会で時間をかけてチェックされているものと思うが、実績についてはどの程度議論されたのか。

A18：実績については、発変電作業会等で議論し確認している。

Q19：地震等の自然災害発生時に対する対応として、常時監視しない場合の影響について議論されているのか。災害時はアクセスがし辛くなるなど、条件が悪くなるという問題も発生すると思う。

A19：災害に対する安全性の確保は、ハザードマップ等で確認している。

地震に対しては、建築基準法を参考に設備の設計を行っており、アンカーを付けて設備が倒壊しないように製作している。また、燃料電池本体も、震度6程度を考慮して設計をしている。

大きな地震が発生した場合、ガスがブロックで遮断されることで燃料の供給が停止され、設備が自動停止する。分散型電源としては、現在はガスエンジン式のコーポレート・ネレーションが普及しており、資料2-1のP60のスライド27の内燃力発電所が該当するが、現在、1,000kW未満であれば常時監視しない発電所として認められていて、燃料電池もこれと同じように運用していくことになるかと考えている。

C6：今回は新しい技術でもあり、これから分散型電源をより導入していくという目的ではあるが、実績に対する懸念がある以上、十分に答える必要がある。この資料ではそこが見えにくいため、実績等について、この資料に加える形でもよいので、記録に残す意味でも文書に示す方がよい。また、常時監視をしなくてもよい要件が挙げられているので、それに対する答えをまとめた方がよい。安全に停止できることが分かる結論を、まとめて記載すると分かりやすいと思う。

まとめると、実績について文書化するとともに、1MPa未満の固体酸化物形を対象に緩和することでよいという理由を、明確に説明すればよいと思う。

5-6. 民間自主規格「系統連系規程」の一部改定について (評価案件)

資料No.3-1, 2に基づき、「系統連系規程」の一部改定について、事務局より概要説明があり、引き続き系統連系専門部会より内容の説明が行われた。審議の結果、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

【三相のパワーコンディショナを低圧系統に連系する場合の規程の明確化】

Q1：規格基準にどこまで記載するのかにも及ぶかもしれないで、何故、接地方式の違うパワコンが出てきたのか、その背景についてお尋ねしたい。例えば、周波数や電圧が同じものでなければ繋いではいけないとまでは、記載しないものと思うが。背景に電力会社にも原因があるのか、結果としてユーザーが絶縁トランスを設置し新たな出費になるのかも含めて、教えていただきたい。

A1：低圧系統には、全国的に三相4線式灯力併用系統（N相接地）が採用されているため、よく知られていると考えている。その一方で、平成24年に固定価格買取制度が始まってからは低圧三相の連系申込が増加しており、これまで主に高圧需要家構内で用いられてきた「V相接地用PCS」をそのまま用いて連系申込されるケースも一部見受けられたため、今回、系統連系規程で明確化することとした。パワコンで対策が出来ない場合は、ユーザーに絶縁トランスを設置していただくことになる。

Q2：従来屋内にあったものを、電力側の系統に流用する場合のことか？新規に設置する場合は、当初から接地の形態を理解していると思われるが。

A2：本件は、新規に設置する場合であるが、以前からV相接地三相形パワコンを作っていたメーカーの製品が、そのまま灯力併用三相系統に連系される事象が、多少発生しているものである。

Q3：接地方式を合わせることは、当然のことと理解しているが？

A3：そのような事象が出てきたので、理解促進のため規程に記載することにしたものである。

Q4：灯力併用三相系統に、V相接地三相系統を連系させた場合、火災が発生するようなことは起きているのか？

A4：実際は、漏電遮断器が動作して連系できないので、火災発生などはない。

Q5：規程の改定のみでよいのか？技術基準には影響しないのか？

A5：電気方式を合わせることは従来から規制されており、電気方式を合わせるということは、接地方式も合わせることと考えている。

C1：国際規格の取り入れに関する電技解釈第218条に、「事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること」とあるので、現状で読めるのか検討していただきたい。

Q6：一般の消費者が、漏洩電流が流れるタイプを設置している例は、相当数あるのか？

A6：現状ではないものと認識している。一般的には、漏電遮断器が動作し連系ができないので、電力会社との連系の立ち合いの中で直ぐにわかる状況と思う。

Q7：一般の消費者には、特別に工事をする、またはライセンス料を設ける等

の対策は必要ないのか？

A7：既に設置されているものについては、対策は必要ないと考えている。

Q8：絶縁トランスを設置しなければならないのではないか？

A8：パワコンで対策出来ない場合は、絶縁トランスを設置いただく可能性もある。

Q9：現状の連系の協議の中で、接地方式が違うものを認めることはあるのか？

A9：接地方式が違う方法では連系が出来ないので、認めることはない。

Q10：徐々にこのような事象が増えてくるだろうと想定し、規程に記載するものと思われるが、常識的な細かいことまで規程に記載することについて、メリット・デメリットを考える必要があると思われる。記載しておいた方が、社会全体にも望ましいことであればよいが。連系協議をすることは、大変なことなのか？

A10：連系される発電事業者は、本規程を読んでいる方が多いので、今まで現場で問題となった情報がある場合については、可能な限り規程に反映させた方が、連系する電力会社、連系させる事業者、双方のメリットになるとを考えている。この様な事象が多くなれば、どこまで記載するのかという議論もあるが、基本的には記載した方が、連系協議が円滑に進むものと考える。

C2：利害関係だけではなく、安全に係わる問題でもあるので、規程を改定していくことに問題ないものと考える。

【配電用変電所の逆潮流の制限に係る見直し】

Q11：これから顕在化してくる問題かと思われるが、対策は誰が行うのか？

A11：対策は電力会社が行うことになる。

Q12：メガソーラ位しか対象にならないのではないか？

A12：発電設備の積み上げで逆潮流が発生するので、高圧の配電線に連系する発電容量 50kW 以上から、対象としている。

Q13：多数の発電事業者の中の、誰が負担するのか？

A13：バンク逆潮流発生から 3 年間の間に当該バンクに連系申込のあった発電設備等設置者が単価制により分担することとしている。

C3：費用面については、本提案と直接関係ないことではあるが、電気保安、安全の観点から対策をしなければならないことと思う。

Q14：保安面は技術基準を適用し、品質面はガイドラインを参照するということか？

A14：そのとおりである。電技解釈と系統連系技術要件ガイドラインが改正されたため、規程を改定したものである。

5-7. 「JESC 規格 3 件の改定と引用要請」, 「電技解釈第 125 条の改正要請」について (評価案件)

資料No.4-1, 2 に基づき, 「JESC 規格 3 件の改定と引用要請」, 「電技解釈第 12 条の改正要請」について, 事務局より概要説明があり, 引き続き配電専門部会より内容の説明が行われた。審議の結果, 本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

Q1 : P-35 改正案において, 離隔距離は 0.1m とあるが, 低圧から高圧まですべてに適用されると理解してよいか?

A1 : そのとおりである。170,000V 未満の電線であればすべて, 耐燃措置を施せば離隔距離を緩和できるものとした。

Q2 : 170,000V 未満とした根拠は何か?

A2 : 電力中央研究所の報告書に基づくものである。

Q3 : 暗きよに施設するものは, 当初から耐燃性のものを使用しており, 緩和されるという理解でよいか?

A3 : そのとおりである。ただし, 現状, 離隔がなければ IEEE 適合のケーブル, 若しくは不燃性の管を施設することになっており, 新規に施設する時にその投資が不要になるが, 既存のものについては既に措置が施されているものと考える。

C1 : 日本が緩い基準になっているのではなく, IEEE の試験方法は火災を想定しており, 日本と対象とするものが異なるため, 厳しいものになっているものである。

Q4 : スプリンクラーで, 防ぐことは可能か?

A4 : アークに対しての性能評価を行っており, スプリンクラーは燃焼した後に消すことは可能だが, アークでは傷がつくため, 被覆自体に耐燃性能が必要である。

5-8. 平成 25, 26 年度に国へ要請した案件のその後の状況について (報告案件)

資料 No. 6 に基づき, 事務局より, 国へ要請した案件の状況について, 平成 26 年 7 月の電力安全小委員会で, 日本機械学会の発電用火力設備規格基本規格を, 火技解釈に取り入れる方向性が示されたことなどが報告された。

6. その他

6-1. 委員会の開催日程

次回第 78 回の委員会を, 9 月 17 日 13:30 から開催することとした。

- 以 上 -